

6 営 第 5 8 号
令和 6 年 2 月 2 9 日

一般社団法人京都電業協会 会長 様

京都府建設交通部 営繕課長

令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の適用と
特例措置の実施について（通知）

平素より、京都府の建設交通行政の推進にご協力いただきありがとうございます。
今般、京都府においては、令和 6 年 3 月に公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の改定を行うとともに、国の取扱いと併せて下記の措置を講ずることとしましたのでお知らせします。

また、併せて、会員の皆様への周知をお願いします。

記

1 新労務単価の早期適用

令和 6 年 3 月から適用する新労務単価については、令和 6 年 3 月 1 5 日以降に入札公告又は入札通知する工事の積算から適用します。ただし、令和 6 年 3 月 1 5 日以前に入札公告又は入札通知するものについても新労務単価を適用できるものとします。

なお、やむを得ず改定前の単価を用いて積算した工事を入札公告又は入札通知する場合は、改定前の単価を用いている旨を入札情報公開システムに明記します。

2 特例措置の実施

新労務単価の適用に伴い、以下の特例措置を実施します。

なお、インフレスライド条項の適用については、別途通知する。

- ・令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置（別添）

3 その他

（別添）4 の変更後の請負代金額の算出については以下のア～ウによるものとする。

ア 単価参考資料による単価

新労務単価を反映した単価に置き換える。

イ 刊行物による単価

当初契約締結日における最新の刊行物による単価に置き換える。その際、二誌の平均値を採用する。

ウ 見積を採用した単価

見積徴収業者にヒアリングを行い、変更が生じると回答があった場合は見積書の再提出を求め変更設計の単価とする。ただし、再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合は類似単価の物価変動率等により算定することができる。

担 当	営繕課 建設設備管理係
連絡先	0 7 5 - 4 1 4 - 5 3 7 9 （建築） 0 7 5 - 4 1 4 - 5 3 8 0 （設備）

(別添)

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、以下のとおり特例措置を実施する。

1 特例措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、発注者に対し、工事請負契約書第55条の規定に基づく請負代金額の変更に係る協議を請求することができる。

2 対象工事

令和6年3月1日以降に契約を行う工事のうち、予定価格の積算を新労務単価の適用以前の労務単価をもって行っているもの。

なお、落札決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明したうえで、契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明するものとする。

3 変更に係る協議請求等

本特例措置に基づく請負代金額の変更に係る受注者からの協議の請求期限については、原則として当初契約締結後14日以内とする。

なお、受注者からの当該協議請求受理後は速やかに決定通知を行い、原則本年度内に変更契約を締結するものとする。

4 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額＝（新労務単価及び当初契約時点の材料単価による積算に係る予定価格）
× 当初契約の落札率

ただし、「当初契約時点の材料単価」とは、当初契約締結日における最新の材料単価とする。

5 入札手続き中の案件における入札参加者への周知

入札手続き中の案件については、入札参加者に対し、契約締結後、4に基づく請負代金額での変更を行うことができる旨、入札情報公開システムに明記する。

（記載例）

本工事は、改定前の労務単価及び材料単価を用いて積算しており、契約締結後、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び当初契約時点の材料単価に基づき請負代金額の変更協議を行うことができる。

6 ホームページ公表等

請負代金額の変更に係る協議により、変更契約することとなった工事については、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、受注者に対し、下請業者との請負代金額の見直しや技能労働者への賃金水準等の引き上げ等について要請するとともに、工事名及び受注者名等を府のホームページで公表する。